



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第41号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

医療法施行細則の一部を改正する規則

（医療政策課） 2

公布された条例等のあらまし

◇医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第37号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和24年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第1条第2項」を「第1条の14第2項」に改め、同項第8号中「第4条第1項若しくは第2項」を「第4条」に改め、同項第9号中「総合病院名称承認の申請書」を「地域医療支援病院名称承認申請書」に改め、同項第10号を次のように改める。

(10) 法第8条の2第2項又は第9条第1項の病院（診療所、助産所）休止（再開、廃止）届 第10号様式

第3条第1項第17号を次のように改める。

(17) 削除

第3条第1項第17号の2及び第17号の3を削り、同項第19号中「省令第24条の診療用エックス線装置設置届」を「省令第24条の2のエックス線装置設置届」に改め、同項第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 省令第25条の2の診療用粒子線照射装置設置届 第20号様式の2

第3条第1項第23号の次に次の1号を加える。

(23)の2 省令第28条第1項の陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届 第23号様式の2

第3条第1項第24号中「診療用放射性同位元素翌年使用予定届」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届」に改め、同項第25号を次のように改める。

(25) 省令第29条第1項のエックス線装置届出事項に係る変更届 第25号様式

第3条第1項第25号の次に次の1号を加える。

(25)の2 省令第29条第1項の診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）変更届 第25号様式の2

第3条第1項第26号を次のように改める。

(26) 省令第29条第1項の診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届 様式第26号

第3条第1項第27号中「放射性同位元素廃止後の措置届」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届」に改め、同項第28号の2中「第31条の2」を「第31条の3」に改め、同項第28号の3中「第31条の3」を「第31条の4」に、「医療法人理事長選任特例認可」を「医療法人理事長選出特例認可」に改め、同項第28号の4中「第31条の4」を「第31条の5」に改め、同号の次に次の1号を加える。

㉞の5 政令第5条の5の規定による社会医療法人の認定申請書 第28号様式の5

第3条第1項第30号中「公告の方法に係る定款（寄附行為）変更届」を「定款（寄附行為）変更届」に改め、同項第31号中「第51条第1項」を「第52条第1項」に改め、同項第34号中「法第56条第2項及び第3項の」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の法第56条第2項又は第3項の規定による」に改め、同項第38号及び第39号中「省令第37条」を「政令第5条の12」に改め、同項第39号の2中「省令第37条の2」を「政令第5条の13」に改め、同条第2項中「及び第29号様式」を「から第29号様式まで、第32号様式、第34号様式及び第35号様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

㊞

電 話 番 号

病 院 開 設 許 可 申 請 書

1 病 院 の 名 称	
2 開 設 の 場 所	住所 電話番号 FAX番号
3 診 療 科 名	

4 開設者が医師又は歯科医師以外の場合

開 設 の 目 的	
維 持 の 方 法	

5 開設者が医師又は歯科医師の場合

現に開設している病院 又は診療所の名称	
現に管理している病院 又は診療所の名称	
現に勤務している病院 又は診療所の名称	
同時に2以上の病院又 は診療所を開設しよう とするときは、その名称	

6 従業者の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 （ エ ッ ク ス 線 ） 技 師	栄 養 士	臨 床 検 査 技 師	臨 床 工 学 技 士	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	看 護 補 助 者	事 務 員	そ の 他	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

7 敷地の面積

㎡（平面図及び周囲の見取図別添のとおり）

8 建物の構造概要

建物の名称	構造	用途	面積
	造 階建		㎡

平面図別添のとおり

9 各施設等の構造設備の概要

診 察 室	診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の部分	備 考
		㎡	㎡	

処 置 室	処 置 室 名	室 面 積	備 考	処 置 室 名	室 面 積	備 考
		㎡			㎡	

(注) 診察室兼用の場合を除く。

手 術 室	室 面 積	構 造 設 備				
		手 術 台	内 壁 構 造	防 塵 排 水	照 明 設 備	防 爆 設 備
手 術 室	㎡					
準 備 室						
そ の 他 必 要 な 設 備						

臨床検査そ 他の検査 試験研究施 設	室 名	室 面 積	検査器具、器械等	防火設備
		m ²		

歯科技工室	室 面 積	給水・火気設備	防火・防塵設備	その他必要な設備
	m ²			

調 剤 所	室 面 積	採 光	換 気	麻薬金庫の有無	冷暗所の有無	給水設備	調剤に必要な器具
	m ²						

分べん室及 び新生児入 浴施設	分 べ ん 室			新 生 児 入 浴 施 設				
	室 面 積	構 造 設 備			室 面 積	構 造 設 備		
	m ²				m ²			

消 毒 施 設	室 面 積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
	m ²		

洗 濯 設 備	室 面 積	構 造 概 要	洗 濯 設 備	乾燥設備その他
	m ²			

給 食 施 設	調 理 室	面 積		食 品 貯 蔵 庫		
		床及び天井の構造		職 員 専 用 便 所		
		採光及び通風の状況		事 務 室		
		食器洗浄消毒設備		手 洗 い 設 備		
		冷 蔵 庫				
	配 膳 室	名称・設置場所	室 面 積	食器洗浄消毒設備		食品格納設備
			m ²			

病 床 数	精 神		感 染 症		結 核		療 養		一 般		計	
	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

病 室 の 構 造	棟 別											
	階 別											
	室 番 号											
	病 床 種 別											
	定 員											
	床 面 積											
	1人当たり床面積											
	採 光 面 積											
	外 気 開 放 面 積											
そ の 他												

エックス線装置の種類	1. 直接撮影用エックス線装置 2. 断層撮影エックス線装置 3. CTエックス線装置 4. 胸部集検用間接撮影エックス線装置 5. 口内法撮影用エックス線装置 6. 歯科用パノラマ断層撮影装置 7. 骨塩定量分析エックス線装置 8. 消化器系透視用エックス線装置・血管系透視用エックス線装置 9. 治療用エックス線装置 10. 輸血用血液照射エックス線装置 11. その他													
エックス線診療室名														
特別の理由によりエックス線診療室以外で使用する場合の室名及び理由														
高電圧発生装置	製作者名													
	型式													
	製造年月日	年	月	日										
定格出力	連続	最高管電圧	kV	時の管電流	mA									
	短時間	最高管電流	mA	時の管電圧	kV									
電源切替え	有 ・ 無 (注意：2台以上のエックス線装置を設置した場合)													
エックス線管の数	管球 (個)													
エックス線管の用途	①	②	③											
最高定格管電圧	kV													
エ ッ ク	省令第30条第1項第1号の規定について (エックス線管の容器及び照射筒のしゃへい)										適 ・ 不適			
	省令第30条第1項第2号の規定について (利用線錐の総濾過)										適 ・ 不適			
	省令第30条第2項の規定について (透視用エックス線装置)										第1号の規定について		適 ・ 不適	
											第2号の規定について		適 ・ 不適	
											第3号の規定について		適 ・ 不適	
省令第30条第2項の規定について (透視用エックス線装置)										第4号の規定について		適 ・ 不適		

ス 線 装 置 の 防 護			第5号の規定について	適 ・ 不適		
			第6号の規定について	適 ・ 不適		
			第7号の規定について	適 ・ 不適		
	省令第30条第3項の規定について (撮影用엑스線装置 (胸部集検用間接撮影엑스線装置を除く。))		第1号の規定について	適 ・ 不適		
			第2号の規定について	適 ・ 不適		
			第3号の規定について	適 ・ 不適		
	省令第30条第4項の規定について (胸部集検用間接撮影엑스線装置)		第1号の規定について	適 ・ 不適		
			第2号の規定について	適 ・ 不適		
			第3号の規定について	適 ・ 不適		
省令第30条第5項の規定について (治療用엑스線装置 (近接照明治療装置を除く。))			適 ・ 不適			
移動型又は携帯型엑스線装置		鍵のかかる保管場所			有 ・ 無	
		装置のキースイッチの管理方法				
輸血用血液照射엑스線装置		使用中ランプ			有 ・ 無	
		管理区域表示			有 ・ 無	
		鍵その他の閉鎖のための設備			有 ・ 無	
엑스線診療室	室面積	室内の構造概要		操作室面積	標識の有無	備考
	m ²	コンクリート密度 g/cm ³		m ²	有 ・ 無	
漏洩線量計算書、装置のカタログ並びに縮尺1/50又は1/100の엑스線診療室の平面図及び立面図は、別添のとおり。						

廊 下 の 幅	建物の名称	片側廊下	中央廊下	建物の名称	片側廊下	中央廊下
		m	m		m	m

二物 階別 以上の 階に段 病数 室及 をび 有そ すの る構 建造	建物の名称	通常階段					病室のある最上階	避難階段の数
		用途	幅	踊場	けあげ	踏面		
		m	m	cm	cm		階	階から 地上まで か所
		エレベーターの有無					有 ・ 無	

精神、結核又は感染症病室がある場合は、特に設ける施設又は設備	感染症病室及び結核病室における、他の部分及び外部に対して感染予防のための遮断その他必要な方法	
	精神病室における精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法	
	感染症病室及び結核病室における、省令第21条第1項第1号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒施設の概要	

機械換気設備		空気が他の部分へ流入しないようにするための設備（換気系統の区分）
	感染症病室	
	結核病室	
	病理細菌検査室	

		室面積	構造概要	必要な器械又は器具	
療養病床を有する病院の場合	機能訓練室	m ²		/	
	浴室				
	談話室	専用			
		共用	と共用		
	食堂		m ²		
		食堂の面積の考え方			

消火用機械器具	建物の名称	消火設備	警報設備	その他

10 開設の予定年月日

年	月	日
---	---	---

備考 開設者が法人であるときは定款、寄附行為又は条例の写しを、医師又は歯科医師であるときは免許証の写しを添付すること。

第2号様式の2及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事 様

開設者住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

開設者氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

㊞

電 話 番 号

診 療 所 開 設 許 可 申 請 書

1 診 療 所 の 名 称	
2 開 設 の 場 所	住所 電話番号 FAX番号
3 診 療 科 名	

4 開設者が医師又は歯科医師以外の場合

開 設 の 目 的	
維 持 の 方 法	

5 開設者が医師又は歯科医師の場合

現に開設している病院 又は診療所の名称	
現に管理している病院 又は診療所の名称	
現に勤務している病院 又は診療所の名称	
同時に2以上の病院又は 診療所を開設しよう とするときは、その名称	

6 従業者の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 (エ ッ ク ス 線) 技 師	栄 養 士	臨 床 検 査 技 師	臨 床 工 学 技 士	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	看 護 補 助 者	事 務 員	そ の 他	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

7 敷地の面積

㎡ (平面図及び周囲の見取図別添のとおり)

8 建物の構造概要

建物の名称	構造	用途	面積
	造 階建		㎡

平面図別添のとおり

9 各施設等の構造設備の概要

	室面積	給水・火気設備	防火・防塵設備	その他必要な設備
歯科技工室	㎡			

調剤所	室面積	採光	換気	麻薬金庫の有無	冷暗所の有無	給水設備	調剤に必要な器具
	㎡						

エックス線装置の種類	1. 直接撮影用エックス線装置 2. 断層撮影エックス線装置 3. CTエックス線装置 4. 胸部集検用間接撮影エックス線装置 5. 口内法撮影用エックス線装置 6. 歯科用パノラマ断層撮影装置 7. 骨塩定量分析エックス線装置 8. 消化器系透視用エックス線装置・血管系透視用エックス線装置 9. 治療用エックス線装置 10. 輸血用血液照射エックス線装置 11. その他						
エックス線診療室名							
特別の理由によりエックス線診療室以外で使用する場合の室名及び理由							
高電圧発生装置	製作者名						
	型式						
	製造年月日	年	月	日			
定格出力	連続	最高管電圧	kV	時の管電流	mA		
	短時間	最高管電流	mA	時の管電圧	kV		
電源切替え	有 ・ 無 (注意：2台以上のエックス線装置を設置した場合)						
エックス線管の数	管球 (個)						
エックス線管の用途	①	②	③				
最高定格管電圧	kV						
	省令第30条第1項第1号の規定について (エックス線管の容器及び照射筒のしゃへい)						適 ・ 不適
	省令第30条第1項第2号の規定について (利用線錐の総濾過)						適 ・ 不適

エ ッ ク ス 線 装 置 の 防 護	省令第30条第2項の規定について (透視用エックス線装置)	第1号の規定について	適 ・ 不適		
		第2号の規定について	適 ・ 不適		
		第3号の規定について	適 ・ 不適		
		第4号の規定について	適 ・ 不適		
		第5号の規定について	適 ・ 不適		
		第6号の規定について	適 ・ 不適		
		第7号の規定について	適 ・ 不適		
	省令第30条第3項の規定について (撮影用エックス線装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。))	第1号の規定について	適 ・ 不適		
		第2号の規定について	適 ・ 不適		
		第3号の規定について	適 ・ 不適		
省令第30条第4項の規定について (胸部集検用間接撮影エックス線装置)	第1号の規定について	適 ・ 不適			
	第2号の規定について	適 ・ 不適			
	第3号の規定について	適 ・ 不適			
省令第30条第5項の規定について (治療用エックス線装置(近接照明治療装置を除く。))			適 ・ 不適		
移動型又は携帯型エックス線装置		鍵のかかる保管場所	有 ・ 無		
		装置のキースイッチの管理方法			
輸血用血液照射エックス線装置		使用中ランプ	有 ・ 無		
		管理区域表示	有 ・ 無		
		鍵その他の閉鎖のための設備	有 ・ 無		
エックス線診療室	室面積	室内の構造概要	操作室面積	標識の有無	備 考
	m ²	コンクリート密度 g/cm ³	m ²	有 ・ 無	
漏洩線量計算書、装置のカタログ並びに縮尺1/50又は1/100のエックス線診療室の平面図及び立面図は、別添のとおり。					

病 室 の 構 造	階	床 番 号	病 床 種 別	定 員	床 面 積	1人当たり床面積	採 光 面 積	外 気 開 放 面 積	そ の 他	室 床			室 床		
										種別			種別		

廊 下 の	建物の名称	片側廊下	中央廊下	建物の名称	片側廊下	中央廊下
		m	m		m	m

幅						
---	--	--	--	--	--	--

二物階別以上の階に段病数室及びをび有そのする構造建造	建物の名称	通常階段					病室のある最上階	避難階段の数
		用途	幅 m	踊場 m	けあげ cm	踏面 cm		
							階	階から 地上まで か所

療養病床を有する診療所の場合			室面積	構造概要	必要な器械又は器具
	機能訓練室		m ²		/
	浴室				
	談話室	専用			
		共用	と共用		
食堂		m ²	食堂の面積の考え方		

消火用機械器具	建物の名称	消火設備	警報設備	避難設備	その他

10 開設の予定年月日

年	月	日
---	---	---

備考 開設者が法人であるときは定款、寄附行為又は条例の写しを、医師又は歯科医師であるときは免許証の写しを添付すること。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

㊞

電話番号

助産所開設許可申請書

1 名 称							
2 開設の場所	住所						
	電話番号			FAX番号			
3 従業者の定員	助産師						計
	人	人	人	人	人	人	人
4 敷地の面積	㎡（平面図及び周囲の見取図別添のとおり）						
5 建物の構造概要	構造概要		建面積	延面積	平面図別添のとおり（各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦の入所室には定員を明示すること。）		
	造 葺き 階建		㎡	㎡			
6 分べん室	室面積		床の構造		沐浴設備		
	㎡						
7 入所室	階別	室番号	室面積	定員	1母子当たり床面積	採光面積	外気開放面積
			㎡		㎡	㎡	㎡

8 二物階別 以上の階 に段 病数 室及 をび 有そ すの	建物の名称	母子の使用する屋内直通階段					入所室のある最上階	避難階段の数
		用途	幅	踊場	けあげ	踏面		
		m	m	cm	cm		階	階から 地上まで か所

る構 建造								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

9 消火用機械器具	建物の名称	消火設備	警報設備	避難設備

10 開設の予定年月日	年 月 日
-------------	-------

備考 開設者が法人であるときは定款、寄附行為又は条例の写しを、医師又は歯科医師であるときは免許証の写しを添付すること。

第4号様式中 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）」を
 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代
 表者の職氏名）」を
 ④ 電話番号

「2 所在地
 ④ に、」を
 」

「2 所在地
 電話番号」に改める。
 FAX番号」

第5号様式中 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）」を
 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代
 表者の職氏名）」を
 ④ 電話番号

「2 所在地
 ④ に、」を
 」

「2 所在地
 電話番号」に、「担当診療科目」を
 FAX番号」

「担当診療科名」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

㊞

電 話 番 号

診 療 所 開 設 届

1 診療所の名称	
2 開設の場所	住所 電話番号 FAX番号
3 診療科名	

現に開設している病院 又は診療所の名称	
現に管理している病院 又は診療所の名称	
現に勤務している病院 又は診療所の名称	
同時に2以上の病院又は 診療所を開設しよう とするときは、その名称	

4 従業者の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診療放射線 (エックス線) 技師	栄 養 士	臨 床 検 査 技 師	臨 床 工 学 技 士	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	看 護 補 助 者	事 務 員	そ の 他	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 敷地の面積

㎡（平面図及び周囲の見取図別添のとおり）

6 建物の構造概要

建 物 の 名 称	構 造	用 途	面 積
-----------	-----	-----	-----

	造 階建		m ²

平面図別添のとおり

7 各施設等の構造設備の概要

室 面 積	給水・火気設備	防火・防塵設備	その他必要な設備
歯科技工室 m ²			

調 剤 所	室 面 積	採 光	換 気	麻薬金庫の有無	冷暗所の有無	給水設備	調剤に必要な器具
	m ²						

エックス線装置の種類	1. 直接撮影用エックス線装置 2. 断層撮影エックス線装置 3. CTエックス線装置 4. 胸部集検用間接撮影エックス線装置 5. 口内法撮影用エックス線装置 6. 歯科用パノラマ断層撮影装置 7. 骨塩定量分析エックス線装置 8. 消化器系透視用エックス線装置・血管系透視用エックス線装置 9. 治療用エックス線装置 10. 輸血用血液照射エックス線装置 11. その他						
エックス線診療室名							
特別の理由によりエックス線診療室以外で使用する場合の室名及び理由							
高電圧発生装置	製作者名						
	型 式						
	製造年月日	年	月	日			
定 格 出 力	連 続	最高管電圧	kV	時の管電流	mA		
	短 時 間	最高管電流	mA	時の管電圧	kV		
電 源 切 替 え	有 ・ 無 (注意：2台以上のエックス線装置を設置した場合)						
エックス線管の数	管球(個)						
エックス線管の用途	①	②	③				
最 高 定 格 管 電 圧	kV						
エックス線	省令第30条第1項第1号の規定について (エックス線管の容器及び照射筒のしゃへい)					適 ・ 不適	
	省令第30条第1項第2号の規定について (利用線錐の総濾過)					適 ・ 不適	
	省令第30条第2項の規定について (透視用エックス線装置)					第1号の規定について	適 ・ 不適
						第2号の規定について	適 ・ 不適
						第3号の規定について	適 ・ 不適
						第4号の規定について	適 ・ 不適
第5号の規定について						適 ・ 不適	
					第6号の規定について	適 ・ 不適	

装 置 の 防 護			第7号の規定について	適 ・ 不適	
	省令第30条第3項の規定について		第1号の規定について	適 ・ 不適	
	(撮影用엑스線装置 (胸部集検用間接撮影엑스線装置を除く。))		第2号の規定について	適 ・ 不適	
			第3号の規定について	適 ・ 不適	
	省令第30条第4項の規定について		第1号の規定について	適 ・ 不適	
	(胸部集検用間接撮影엑스線装置)		第2号の規定について	適 ・ 不適	
第3号の規定について			適 ・ 不適		
省令第30条第5項の規定について			適 ・ 不適		
移動型又は携帯型엑스線装置			鍵のかかる保管場所		有 ・ 無
			装置のキースイッチの管理方法		
輸血用血液照射엑스線装置			使用中ランプ		有 ・ 無
			管理区域表示		有 ・ 無
			鍵その他の閉鎖のための設備		有 ・ 無
엑스線診療室	室面積	室内の構造概要	操作室面積	標識の有無	備考
	m ²	コンクリート密度 g/cm ³	m ²	有 ・ 無	
漏洩線量計算書、装置のカタログ並びに縮尺1/50又は1/100の엑스線診療室の平面図及び立面図は、別添のとおり。					

病 室 の 構 造	階 別	室 番 号	病 床 種 別	定 員	床 面 積	1人当たり床面積	採 光 面 積	外 気 開 放 面 積	そ の 他	室 床			室 床		
										種別			種別		

廊 下 の 幅	建物の名称	片側廊下	中央廊下	建物の名称	片側廊下	中央廊下
			m	m		m

二物 階別 以の	建物の名称	通 常 階 段					病室のある最上階	避難階段の数
		用 途	幅	踊 場	けあげ	踏 面		

上階に段 病数 室及 をび 有そ すの る構 建造			m	m	cm	cm		階	階から 地上まで か所

		室 面 積	構 造 概 要	必要な器械又は器具	
療 養 病 床 を 有 す る 診 療 所 の 場 合	機能訓練室	m ²		/	
	浴 室				
	談 話 室	専用			
		共用	と共用		
	食 堂		m ²		
食堂の面積の考え方					

消火用機械器具	建物の名称	消火設備	警報設備	避難設備	その他

8 開設の年月日

9 管理者の住所及び氏名

10 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間

氏 名	担 当 診 療 科 名	診 療 日	診 療 時 間

11 薬剤師の氏名

添付書類 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し

第7号様式を次のように改める。

第7号様式 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事 様

開設者住所

開設者氏名

Ⓜ

電話番号

助産所開設届

1	名 称							
2	開設の場所		住所		電話番号		FAX番号	
	現に開設している助産所の名称							
	現に管理している助産所の名称							
	現に勤務している病院、診療所 又は助産所の名称							
	同時に2以上の助産所を開設する ときは、その名称							
3	従業者の定員	助産師					計	
		人	人	人	人	人	人	
4	敷面積の m ² (平面図別添のとおり)							
5	建物の構造概要		構造	葺き	階建	建面積 m ²	延面積 m ²	平面図別添のとおり (各室の用途を示し、妊婦、産婦及びじょく婦の入所室には、定員を明示すること。)
6	分娩室		室面積 m ²	床の構造		沐浴設備		
7	入所室	階別	室番号	室面積 m ²	定員	1母子当たり床面積 m ²	採光面積 m ²	外気開放面積 m ²

8 二階以上の階段数及びその構造 を有する建	建物の名称	通常階段					病室のある最上階	避難階段の数
		用途	幅	踊場	けあげ	踏面		
		m	m	cm	cm		階	階から
							地上まで	か所
9 消火器具 機	建物の名称	消火設備			警報設備		避難設備	

10 開設の年月日

11 管理者の住所及び氏名

12 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間

氏 名	勤 務 の 日	勤 務 時 間

13 嘱託医師の住所及び氏名

添付書類 勤務する助産師の免許証の写し、嘱託医師となる旨の承諾書及び当該医師の免許証の写し

第8号様式中 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）」を
「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代
表者の職氏名）」を
④ 電話番号

④ に、「1 変更した理由及び年月日」を

「1 名称

2 所在地 に、「2 変更した事

電話番号 FAX番号

3 変更した理由及び年月日」

項」を「4 変更した事項」に、「診療科目」を「診療科名」に改め、同様式備考1中「2(2)」を「4(2)」に改め、同様式備考2中「2(3)」を「4(3)」に改める。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

㊞

電 話 番 号

地域医療支援病院名称承認申請書

1 地域医療支援病院の名称							
2 現在の病院の名称							
3 所在地		住所		FAX番号			
		電話番号					
4 各科担当 医師・ 歯科医師	診療科名	医師・歯科医師氏名		診療科名	医師・歯科医師氏名		
5 病床数	精神 床	感染症 床	結核 床	療養 床	一般 床	計 床	
6 地域医療支援病院としての施設の概要	施設名		面積及び室数又は台数		主な設備の概要（医療機器、研究用機器等）		
	集中治療室				病床数 床		
	化学検査室						
	細菌検査室						
	病理検査室						
	病理解剖室						
	研究室						
	講義室				定員 人		
	図書室				蔵書数 冊程度		
	医薬品情報管理室						
救急用又は患者輸送用自動車		救急用 台		患者輸送用 台			

添付書類

- 1 建物の平面図（6の施設を朱書等により明示すること。）
- 2 医療法施行規則第6条第2項各号に掲げる書類

第10号様式中 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）」を
 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代
 表者の職氏名）」に、
 「2 所在地」を
 「2 所在地」に改める。
 電話番号 FAX番号」

第11号様式中 「氏名」を「氏名」に改める。
 電話番号」

第12号様式中 「開設者氏名」を「開設者氏名」に、
 「2 所在地」を「2 所在地」
 に改める。
 電話番号 FAX番号」

第13号様式中 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）」を
 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代
 表者の職氏名）」に改める。
 「2 所在地」を「2 所在
 地」に改める。
 電話番号 FAX番号」

第15号様式中 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）」を
 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代
 表者の職氏名）」に、「専属薬剤師免除許可申請書」を「専属薬剤師設置免除許可申請書」に、
 「2 所在地」を「2 所在地」
 に改める。
 FAX番号」

第16号様式中 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）」を
 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代
 表者の職氏名）」に、「専属薬剤師免除許可申請書」を「専属薬剤師設置免除許可申請書」に、
 「2 所在地」を「2 所在地」
 に改める。
 FAX番号」

第17号様式を次のように改める。
 剤」を「入院患者数 外来患者数 調剤数」に改める。
 「2 所在地」を「2 所在地」
 に改める。
 FAX番号」

第17号様式 削除

第17号様式の2及び第17号様式の3を削る。

第18号様式中 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）」を
 「開設者氏名（法人の場合は、名称及び代
 表者の職氏名）」に、
 「2 所在地」を
 「2 所在地」に、
 「」を
 「」に、
 「診療科目」を「診療科名」に改める。
 第19号様式及び第20号様式を次のように改める。

第19号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名 ㊞

エ ッ ク ス 線 装 置 設 置 届

1 エックス線装置の概要

エックス線装置の種類	1. 直接撮影用エックス線装置 2. 断層撮影エックス線装置 3. CTエックス線装置 4. 胸部集検用間接撮影エックス線装置 5. 口内法撮影用エックス線装置 6. 歯科用パノラマ断層撮影装置 7. 骨塩定量分析エックス線装置 8. 消化器系透視用エックス線装置・血管系透視用エックス線装置 9. 治療用エックス線装置 10. 輸血用血液照射エックス線装置 11. その他		
エックス線診療室名			
特別の理由によりエックス線診療室以外で使用する場合の室名及び理由			
高電圧発生装置	製作者名		
	型式		
	製造年月日	年	月 日
定格出力	連続	最高管電圧	kV 時の管電流 mA
	短時間	最高管電流	mA 時の管電圧 kV
電源切替え	有・無 (注意：2台以上のエックス線装置を設置した場合)		
エックス線管の数	管球 (個)		
エックス線管の用途	①	②	③
最高定格管電圧	kV		
エックス線装置の防護	省令第30条第1項第1号の規定について (エックス線管の容器及び照射筒のしゃへい)		適・不適
	省令第30条第1項第2号の規定について (利用線錐の総濾過)		適・不適
	省令第30条第2項の規定について (透視用エックス線装置)	第1号の規定について	適・不適
		第2号の規定について	適・不適
		第3号の規定について	適・不適
		第4号の規定について	適・不適
		第5号の規定について	適・不適
		第6号の規定について	適・不適
	省令第30条第3項の規定について (撮影用エックス線装置 (胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。))	第1号の規定について	適・不適
		第2号の規定について	適・不適
第3号の規定について		適・不適	
第1号の規定について		適・不適	
省令第30条第4項の規定について		適・不適	

	(胸部集検用間接撮影エックス線装置)		第2号の規定について	適 ・ 不適	
			第3号の規定について	適 ・ 不適	
	省令第30条第5項の規定について (治療用エックス線装置 (近接照明治療装置を除く。))			適 ・ 不適	
移動型又は携帯型エックス線装置	エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作のできる構造		適 ・ 不適		
	鍵のかかる保管場所		有 ・ 無		
	装置のキースイッチの管理方法				
輸血用血液照射エックス線装置	使用中ランプ		有 ・ 無		
	管理区域表示		有 ・ 無		
	鍵その他の閉鎖のための設備		有 ・ 無		
エックス線診療室	室 面 積	室内の構造概要	操作室面積	標識の有無	備 考
	m ²	コンクリート密度 g/cm ³	m ²	有 ・ 無	

2 エックス線診療室の概要

エックス線診療室名 (エックス線検診車名)						
診 療 室 の 防 護 物 の 概 要	しゃへい物		構造、材料、厚さ			
	場所					
	天井					
	床					
	周囲 の画 壁等	東				
		西				
		南				
		北				
	監視用窓					
	出入口の扉					
その他の開口部						
操作室 (装置を操作する場所)		有 ・ 無 ()				
診療室である旨の標識		有 ・ 無				
使用中の表示		有 ・ 無				
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		適 ・ 不適				

- (注) 1 構造は、耐火構造、不燃材料又はその他 () の区分により記入すること。
2 材料は、コンクリート、鉛等の区分により記入すること。

3 エックス線障害の防止に関する予防措置の概要

エックス線障害の防止に必要な注意事項の揭示	患者宛て	有 ・ 無
	従事者宛て	有 ・ 無

管 理 区 域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所	別添図面のとおり						
域	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置	有 ・ 無						
	立ち入り制限措置	有 ・ 無						
	標 識	有 ・ 無						
	敷地内居住区域の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置	有 ・ 無						
	敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置	有 ・ 無						
	入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく防止措置	有 ・ 無						
	放射線診療従事者等の被ばく線量測定器	有 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>種類・名称</td></tr> <tr><td>・フィルムバッジ</td></tr> <tr><td>・TLD</td></tr> <tr><td>・ポケット線量計</td></tr> <tr><td>・</td></tr> <tr><td>・</td></tr> </table> ・無	種類・名称	・フィルムバッジ	・TLD	・ポケット線量計	・	・
種類・名称								
・フィルムバッジ								
・TLD								
・ポケット線量計								
・								
・								
	放射線診療従事者等の被ばく防止装置	有 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>種類・名称</td></tr> <tr><td>・プロテクター</td></tr> <tr><td>・防護スクリーン (透視の場合)</td></tr> <tr><td>・防護つい立 (透視の場合)</td></tr> <tr><td>・</td></tr> <tr><td>・</td></tr> </table> ・無	種類・名称	・プロテクター	・防護スクリーン (透視の場合)	・防護つい立 (透視の場合)	・	・
種類・名称								
・プロテクター								
・防護スクリーン (透視の場合)								
・防護つい立 (透視の場合)								
・								
・								

4 エックス線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師若しくは診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

氏 名	職 種	経 歴
年 月 日生		資格取得年月日： 免許証番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

5 設置年月日

年	月	日
---	---	---

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部（上下階を含む。）の平面図 1/50又は1/100
- 3 エックス線診療室の詳細図 1/50又は1/100
- 4 測定結果の写し
- 5 装置の一覧表（変更の場合は、変更前と変更後のもの）
- 6 取扱説明書（ない場合は、カタログ）
- 7 その他参考となる資料

- 備考
- 1 添付図面には、管理区域の標識、使用中の表示及び注意事項を掲示した位置を明示すること。
 - 2 該当しない欄は、斜線で埋めること。

(別紙)

エ ッ ク ス 線 装 置 一 覧 表

(変更前)

室 名	製 作 者 名	型 式	定格出力	管球数	用 途	備 考
					① ②	
					① ②	
					① ②	
					① ②	

(新規・変更後)

室 名	製 作 者 名	型 式	定格出力	管球数	用 途	備 考
					① ②	
					① ②	
					① ②	
					① ②	

- 備考 1 型式は、高電圧発生装置の型式を記入すること。
2 変更の場合は、変更内容が明らかになるように記入すること。

第20号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名

㊞

診療用高エネルギー放射線発生装置設置届

1 診療用高エネルギー放射線発生装置の概要

製 作 者 名			
型 式（製造年月）	（ 年 月 ）		
定 格 出 力	電 子 線	最大エネルギー (最大出力)	MeV Gy/min at 1m
	エックス線	最大エネルギー (最大出力)	MeV Gy/min at 1m
用 途			
発生管容器の利用線錐以外の放射線量 (利用線錐の放射線量が1/1000以下)	適 ・ 不適		
照射終了直後の不要放射線からの防護措置	有 ・ 無		
放射線発生時の自動表示装置	有 ・ 無		
出入口が開放されているときの放射線の発生を遮断するインターロックの設置	適 ・ 不適		
エックス線装置の併設	有 ・ 無		
放射線を体外照射すべき部位を決定するためのエックス線装置 (装置名)	有 ・ 無 ()		

2 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の概要

室 名			
建築物の主要構造部	耐火構造 ・ 不燃材料 ・ その他 ()		
使 用 場 所 の 防 護 物 質 の 概 要	しゃへい物		構造、材料、厚さ
	天	井	
	床		
	周囲の画 壁等	東	
		西	
		南	
		北	
出入口の扉			
その他の開口部			
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	適 ・ 不適		
	通常出入口	か所	

人が常時出入りする出入口の数	その他	か所
	(用途:)
放射線発生時の自動表示装置	有	・ 無
使用室である旨の標識	有	・ 無
移動型の高エネルギー発生装置	鍵のかかる保管場所	有 ・ 無
	鍵の保管方法	有 ・ 無
	手術室でのみ電源が供給できる構造	有 ・ 無

3 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	患者宛て	有	・ 無
	従事者宛て	有	・ 無
管理区域を設ける場所 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 立ち入り制限措置 標識		別添図面のとおり	
		有	・ 無
		有	・ 無
		有	・ 無
敷地内居住区域の境界における実効線量が250 μSv/3月以下となる措置		有	・ 無
敷地の境界における実効線量が250 μSv/3月以下となる措置		有	・ 無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく防止措置		有	・ 無
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 種類・名称 ・フィルムバッジ ・TLD ・ポケット線量計 ・ ・ </div>	・無
放射線測定器	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 種類・名称 </div>	・無

4 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	職 種	経 歴
年 月 日生		資格取得年月日： 免許証番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

5 予定使用開始時期

年	月	日
---	---	---

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部（上下階を含む。）の平面図 1/50又は1/100
- 3 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の詳細図 1/50又は1/100
- 4 漏洩線量計算書
- 5 診療用高エネルギー放射線発生装置の一覧表（変更の場合は、変更前と変更後のもの）
- 6 その他参考となる資料

備考 エックス線装置の併設の際は、別途届け出ること。

第20号様式の次に次の1様式を加える。

第20号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名 ㊞

診療用粒子線照射装置設置届

1 診療用粒子線照射装置の概要

製 作 者 名		
型 式 (製 造 年 月)	(年 月)	
定 格 出 力	陽 子 線	
	重 粒 子 線	(原子の種類:)
用 途		
照 射 管 容 器 の 利 用 線 錐 以 外 の 放 射 線 量 (利 用 線 錐 の 放 射 線 量 が 1 / 1 0 0 0 以 下)	適 ・ 不 適	
照 射 終 了 直 後 の 不 要 放 射 線 か ら の 防 護 措 置	有 ・ 無	
放 射 線 照 射 時 の 自 動 表 示 装 置	有 ・ 無	
出 入 口 が 開 放 さ れ て い る と き の 放 射 線 の 照 射 を 遮 断 す る イ ン タ ー ロ ッ ク の 設 置	適 ・ 不 適	
エ ッ ク ス 線 装 置 の 併 設	有 ・ 無	
粒 子 線 を 体 外 照 射 す べ き 部 位 を 決 定 す る た め の エ ッ ク ス 線 装 置 (装 置 名)	有 ・ 無 ()	

2 診療用粒子線照射装置使用室の概要

室 名			
建 築 物 の 主 要 構 造 部	耐火構造 ・ 不燃材料 ・ その他 ()		
使 用 場 所 の 防 護 物 の 概 要	しゃへい物	構造、材料、厚さ	
		天 井	
	床		
	周囲の面壁等	東	
		西	
		南	
		北	
出 入 口 の 扉			
そ の 他 の 開 口 部			
画 壁 外 側 の 実 効 線 量 が 1mSv/週 以 下 と な る 措 置	適 ・ 不 適		
人 が 常 時 出 入 り す る 出 入 口 の 数	通常出入口	か所	
	そ の 他 (用途:)	か所	

放射線照射時の自動表示装置		有	・	無
使用室である旨の標識		有	・	無
移動型の高エネルギー発生装置	鍵のかかる保管場所	有	・	無
	鍵の保管方法	有	・	無
	手術室でのみ電源が供給できる構造	有	・	無

3 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	患者宛て	有	・	無
	従事者宛て	有	・	無
管理区域を設ける場所 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 立ち入り制限措置 標識		添付図面のとおり (1/50又は1/100)		
		有	・	無
		有	・	無
		有	・	無
敷地内居住区域の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置		有	・	無
敷地の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置		有	・	無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく防止措置		有	・	無
放射線測定器の種類・名称				
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 種類・名称 ・フィルムバッジ ・TLD ・ポケット線量計 ・ ・ </div>		・無

4 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	職 種	経 歴
年 月 日生		資格取得年月日： 免許証番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

5 予定使用開始時期

年	月	日
---	---	---

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部（上下階を含む。）の平面図 1/50又は1/100
- 3 診療用粒子線照射装置使用室の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 漏洩線量計算書
- 5 診療用粒子線照射装置の一覧表（変更の場合は、変更前と変更後のもの）
- 6 その他参考となる資料

備考 エックス線装置併設の際は、別途届け出ること。

第21号様式から第23号様式までを次のように改める。

第21号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名

㊞

診療用放射線照射装置設置届

1 診療用放射線照射装置の概要

製 作 者 名	
型 式（製造年月）	（年 月）
個 数 又 は 台 数	
装備する放射性同位元素の種類	
装備する放射性同位元素の数量(MBq)	
放射線源収納容器のしゃへい能力 （空気カーマ率70 μ Gy/時 距離1m以下）	適 ・ 不適
二 次 電 子 濾 過 板	有 ・ 無
照 射 口 開 閉 用 遠 隔 操 作 装 置	有 ・ 無
エ ッ ク ス 線 装 置 の 併 設	有 ・ 無
照射装置を体内に挿入すべき部位を決定するためのエックス線装置 （装 置 名）	有 ・ 無 （ ）

2 診療用放射線照射装置使用室の概要

室 名			
建 築 物 の 主 要 構 造 部	耐火構造 ・ 不燃材料 ・ その他（ ）		
防 護 の 概 要	しゃへい物 場所	構造、材料、厚さ	
	天 井		
	床		
	周囲の画 壁等	東	
		西	
		南	
		北	
出 入 口 の 扉			
そ の 他 の 開 口 部			
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有 ・ 無		
人 が 常 時 出 入 り す る 出 入 口 の 数	か所		
放 射 線 発 生 時 の 自 動 表 示 装 置	有 ・ 無		
使 用 室 で あ る 旨 の 標 識	有 ・ 無		

3 放射線治療病室の概要

画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無					
防 護 の 概 要	しゃへい物		構造、材料、厚さ				
	場所						
	天井						
	床						
	周囲の画壁等	東					
西							
南							
北							
内 装 状 況	条件	突起物	くぼみ	目地のす きま	表面の 平滑性	耐浸性	耐腐食性
	場所						
	天井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器 ※				有 ・ 無			
出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄設備※				有 ・ 無			
更 衣 設 備 ※				有 ・ 無			
放射線治療病室である旨を示す標識				有 ・ 無			

※ この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については適用しない。

4 貯蔵施設の概要

種	類	貯蔵室 ・ 貯蔵箱等
外部と区画された構造		有 ・ 無
貯 蔵 室 の 概 要	しゃへい物	
	場所	
	天井	
	床	
	周囲の画壁等	東
		西
		南
		北
防火扉		有 ・ 無
人が常時出入りする出入口の数		か所
閉鎖設備		有 ・ 無
貯 蔵 箱 等	しゃへい物	
	場所	
	上	
	下	
	前	

の概要	周囲の画壁等	後			
		左			
		右			
	耐火構造	有	・	無	
	閉鎖設備	有	・	無	
受皿、吸収材その他汚染のひろがりを防止するための設備又は器具		有	・	無	
貯蔵容器	容器の有無		有	・	無
	100 μ Sv/時以下となる構造		有	・	無
	気密な構造		有	・	無
	こぼれにくい構造かつ耐浸構造		有	・	無
	貯蔵容器である旨を示す標識		有	・	無
	貯蔵する同位元素の種類及びBq単位で表した数量の表示		有	・	無

5 運搬容器の概要

運搬容器	容器の有無		有	・	無
	100 μ Sv/時以下となる構造		有	・	無
	気密な構造		有	・	無
	こぼれにくい構造かつ耐浸構造		有	・	無
	運搬容器である旨を示す標識		有	・	無
	運搬する同位元素の種類及びBq単位で表した数量の表示		有	・	無

6 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	患者宛て	有	・	無					
	従事者宛て	有	・	無					
管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり							
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置	有	・	無					
	立ち入り制限措置	有	・	無					
	標識	有	・	無					
敷地内居住区域の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置		有	・	無					
敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置		有	・	無					
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく防止措置		有	・	無					
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器		有	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">種類・名称</td> </tr> <tr> <td>・フィルムバッジ</td> </tr> <tr> <td>・TLD</td> </tr> <tr> <td>・ポケット線量計</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> </table>	種類・名称	・フィルムバッジ	・TLD	・ポケット線量計	・	・無
種類・名称									
・フィルムバッジ									
・TLD									
・ポケット線量計									
・									

		・
放 射 線 測 定 器	有	種類・名称 ・無

7 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	職 種	経 歴
年 月 日生		資格取得年月日： 免許証番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

8 予定使用開始時期

年 月 日

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部（上下階を含む。）の平面図 1/50又は1/100
- 3 診療用放射線照射装置使用室、放射線治療病室、貯蔵施設の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 漏洩線量計算書
- 5 診療用放射線照射装置の一覧表（変更の場合は、変更前と変更後のもの）
- 6 その他参考となる資料

備考 エックス線装置併設の際は、別途届け出ること。

第22号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名 ㊞

診療用放射線照射器具設置届

1 診療用放射線照射器具の概要

型式（製造年月日） ※1	(年 月)
個数又は台数 ※1	
装備する放射性同位元素の種類 ※1	
装備する放射性同位元素の数量(MBq) ※1	
装備する放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量(MBq) ※2	
装備する放射性同位元素の種類ごとの1日の最大使用予定数量(MBq) ※2	
エックス線装置の併設	有 ・ 無
照射器具を体内に挿入すべき部位を決定するためのエックス線装置 (装置名)	有 ・ 無 ()

※1 物理的半減期が30日以下のものを備えようとする場合は、その年に使用を予定するものについて記載すること。

※2 物理的半減期が30日以下のものを備えようとする場合に記載すること。

2 診療用放射線照射器具使用室の概要

室名	
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有 ・ 無
人が常時出入りする出入口の数	か所
使用室である旨の標識	有 ・ 無

3 放射線治療病室の概要

画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無					
防 護 の 概 要	しゃへい物		構造、材料、厚さ				
	場所						
	天井						
	床						
	周囲の画壁等	東					
西							
南							
北							
内	条件	突起物	くぼみ	目地のすきま	表面の平滑性	耐浸性	耐腐食性
	場所						

装 状 況	天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	そ の 他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器 ※3				有 ・ 無			
出 入 口 付 近 の 汚 染 除 去 に 必 要 な 機 材 及 び 洗 浄 設 備 ※3				有 ・ 無			
更 衣 設 備 ※3				有 ・ 無			
放 射 線 治 療 病 室 で あ る 旨 を 示 す 標 識				有 ・ 無			

※3 この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については適用しない。

4 貯蔵施設の概要

種 類	貯蔵室 ・ 貯蔵箱等		
外 部 と 区 画 さ れ た 構 造	有 ・ 無		
貯 蔵 室 の 概 要	しゃへい物 場所		
	構造、材料、厚さ		
	天 井		
	床		
	周 囲 の 画 壁 等	東	
		西	
		南	
		北	
防 火 扉		有 ・ 無	
人 が 常 時 出 入 り す る 出 入 口 の 数		か所	
閉 鎖 設 備		有 ・ 無	
貯 蔵 箱 等 の 概 要	しゃへい物 場所		
	構造、材料、厚さ		
	上		
	下		
	周 囲 の 画 壁 等	前	
		後	
		左	
		右	
耐 火 構 造		有 ・ 無	
閉 鎖 設 備		有 ・ 無	
受 皿、吸 収 材 そ の 他 汚 染 の ひ ろ が り を 防 止 す る た め の 設 備 又 は 器 具		有 ・ 無	
貯 蔵 容 器	容 器 の 有 無		有 ・ 無
	100 μSv / 時 以 下 と な る 構 造		有 ・ 無
	気 密 な 構 造		有 ・ 無
	こぼれにくい構造かつ耐浸構造		有 ・ 無
	貯 蔵 容 器 で あ る 旨 を 示 す 標 識		有 ・ 無

貯蔵する同位元素の種類及びBq単位で表した数量の表示	有	・	無
----------------------------	---	---	---

5 運搬容器の概要

運搬容器	容 器 の 有 無	有	・	無
	100 μ Sv / 時以下となる構造	有	・	無
	気 密 な 構 造	有	・	無
	こぼれにくい構造かつ耐浸構造	有	・	無
	運搬容器である旨を示す標識	有	・	無
	運搬する同位元素の種類及びBq単位で表した数量の表示	有	・	無

6 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	患 者 宛 て	有	・	無
	従 事 者 宛 て	有	・	無
管 理 区 域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所	別添図面のとおりに		
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置	有	・	無
	立 ち 入 り 制 限 措 置	有	・	無
	標 識	有	・	無
敷地内居住区域の境界における実効線量が250 μ Sv / 3月以下となる措置		有	・	無
敷地の境界における実効線量が250 μ Sv / 3月以下となる措置		有	・	無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく防止措置		有	・	無
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 種類・名称 ・フィルムバッジ ・TLD ・ポケット線量計 ・ ・ </div>	・	無
放射線測定器	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 種類・名称 </div>	・	無

7 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	職 種	経 歴
-----	-----	-----

年 月 日生		資格取得年月日： 免許証番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

8 予定使用開始時期

年 月 日

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部（上下階を含む。）の平面図 1/50又は1/100
- 3 診療用放射線照射器具使用室、放射線治療病室、貯蔵施設の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 漏洩線量計算書
- 5 診療用放射線照射器具の一覧表（変更の場合は、変更前と変更後のもの）
- 6 その他参考となる資料

備考 エックス線装置併設の際は、別途届け出ること。

第22号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名

㊞

診療用放射線照射器具翌年使用予定届

診 療 射 用 器 放 射 線	型 式	
	筒 数	
装 備 同 位 元 放 射	種 類	
	数 量	B q

参考 医療法施行規則第24条第5項及び第6項に基づく翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具の届出
備考 毎年12月20日までに届け出ること。

第22号様式の3 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事 様

病院(診療所)の名称及び所在地

管理者氏名

㊞

放射性同位元素装備診療機器設置届

1 放射性同位元素装備診療機器の概要

製 作 者 名	
型 式 (製 造 年 月)	(年 月)
台 数	台
装備する放射性同位元素の種類	
装備する放射性同位元素の数量 (MBq)	
用 途	骨塩定量分析・ガスクロ (ECO) ・輸血用血液照射

2 使用室の概要

室 名			
建 築 物 の 主 要 構 造 部	耐火構造 ・ 不燃材料 ・ その他 ()		
防 護 の 概 要	しゃへい物 場所	構造、材料、厚さ	
	天 井		
	床		
	周囲の画 壁等	東	
		西	
南			
	北		
出入口の鍵、器具等の閉鎖設備	有 ・ 無		
間仕切り等の放射線障害予防措置 (骨塩定量分析装置について)	有 ・ 無		
放射線発生時の自動表示装置	有 ・ 無		
使用室である旨の標識	有 ・ 無		

3 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	患 者 宛 て	有 ・ 無
	従 事 者 宛 て	有 ・ 無
管 理 区 域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所	別添図面のとおり
	線源周辺における実効線量が1.3mSv/3月以下となる 措置	有 ・ 無
	立 ち 入 り 制 限 措 置	有 ・ 無
	標 識	有 ・ 無

敷地内居住区域の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置	有	・	無
敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置	有	・	無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる放射線被ばく防止措置	有	・	無
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 種類・名称 ・フィルムバッジ ・TLD ・ポケット線量計 ・ ・ </div>	・無
放射線診療従事者等の被ばく防止装置	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 種類・名称 ・防護スクリーン ・防護つい立 ・ ・ ・ </div>	・無

4 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	職 種	経 歴
年 月 日生		資格取得年月日： 免許証番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

5 予定使用開始時期

年 月 日

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部（上下階を含む。）の平面図 1/50又は1/100
- 3 放射性同位元素装備診療機器使用室の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 漏洩線量計算書
- 5 照射器具の一覧表（変更の場合は、変更前と変更後のもの）

6 その他参考となる資料

第23号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名

㊞

診療用放射性同位元素設置届

1 本年の使用を予定する診療用放射性同位元素の概要

放射性同位元素の種類						
放射性同位元素の形状						
年間使用予定数量(MBq)						
3ヶ月使用予定数量(MBq)						
1日最大使用予定数量(MBq)						
最大貯蔵予定数量(MBq)						

2 診療用放射性同位元素使用室の概要

主要構造部等の耐火構造又は不燃材料の使用		有 ・ 無					
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置		有 ・ 無					
常時出入りする出入口の数		か所					
使用室である旨の標識		有 ・ 無					
使用室外での操作		有 ・ 無					
防 護 の 概 要	しゃへい物		構造、材料、厚さ				
	場所						
	天井						
	床						
	周囲の画壁等	東					
西							
南							
北							
内 装 状 況	条件	突起物	くぼみ	目地のす きま	表面の 平滑性	耐浸性	耐腐食性
	場所						
	天井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
フード・グローブボックス等		有 ・ 無					
フード・グローブボックス等の排気設備への連結		有 ・ 無					
汚染検査に必要な測定器		有 ・ 無					
出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄設備		有 ・ 無					

洗 浄 設 備 の 排 水 設 備 へ の 連 結	有	・	無
更 衣 設 備	有	・	無

3 貯蔵施設の概要

種 類	貯蔵室	・	貯蔵箱等	
外 部 と 区 画 さ れ た 構 造	有	・	無	
貯蔵室の概要	しゃへい物 場所	構造、材料、厚さ		
	天 井			
	床			
	周 囲 の 画 壁 等	東		
		西		
		南		
		北		
	防 火 扉	有	・	無
	人 が 常 時 出 入 り す る 出 入 口 の 数	か所		
	閉 鎖 設 備	有	・	無
貯蔵箱等の概要	しゃへい物 場所	構造、材料、厚さ		
	上			
	下			
	周 囲 の 画 壁 等	前		
		後		
		左		
		右		
耐 火 構 造	有	・	無	
閉 鎖 設 備	有	・	無	
受皿、吸収材その他汚染のひろがり防止するための設備又は器具				
貯蔵容器	容 器 の 有 無	有	・	無
	100 μSv / 時以下となる構造	有	・	無
	気 密 な 構 造	有	・	無
	こぼれにくい構造かつ耐浸構造	有	・	無
	貯蔵容器である旨を示す標識	有	・	無
	貯蔵する同位元素の種類及びBq単位で表した数量の表示	有	・	無

4 運搬容器の概要

運搬容器	容 器 の 有 無	有	・	無
	100 μSv / 時以下となる構造	有	・	無
	気 密 な 構 造	有	・	無
	こぼれにくい構造かつ耐浸構造	有	・	無

器	運搬容器である旨を示す標識	有	・	無
	運搬する同位元素の種類及びBq単位で表した数量の表示	有	・	無

5 廃棄施設の概要

5-1 排水設備

画壁外側の実効線量率が1mSv/週以下となる措置		有	・	無
排 水 設 備	排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を省令第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力又は排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより境界における排水中の放射性同位元素の濃度を同項に定める濃度限度以下とする能力	有	・	無
	構 造	耐漏洩性 有 ・ 無	耐浸性 有 ・ 無	耐腐食性 有 ・ 無
排水管に排水設備である旨を示す標識		有	・	無
排 水 処 理 槽	排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造	有	・	無
	排液の流出を調整する装置	有	・	無
	上部の開口部に蓋のできる構造又はさくその他の周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための設備	有	・	無
排水設備である旨を示す標識		有	・	無

5-2 排気設備

排 気 設 備 の 有 無	有	・	無
気体状の放射性同位元素の発生又は放射性同位元素による空気汚染のおそれ	有	・	無
排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を省令第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力又は排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、病院又は診療所の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を同項に定める濃度限度以下とする能力	有	・	無
人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を省令第30条の26第2項に定める濃度限度以下とする能力	有	・	無
気 体 の 漏 れ に く い 構 造	有	・	無
耐 腐 食 性	有	・	無

故障時に汚染された物の広がりを急速に防止することができる装置	有	・	無
排気浄化装置に排気設備である旨を示す標識	有	・	無
排気口に排気設備である旨を示す標識	有	・	無
排気管に排気設備である旨を示す標識	有	・	無

5-3 焼却設備

焼 却 設 備	有	・	無					
焼 却 炉	気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造	有	・	無				
	排 気 設 備 へ の 連 結	有	・	無				
	焼却残さの搬出口の廃棄作業室への連結	有	・	無				
廃 棄 作 業 室	内 装 状 況	条件	突起物	くぼみ	目地のすきま	表面の平滑性	耐浸性	耐腐食性
		天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		そ の 他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	フード・グローブボックス等	有	・	無				
	フード・グローブボックス等の排気設備への連結	有	・	無				
廃棄作業室である旨を示す標識	有	・	無					
汚 染 検 査 室	人が通常出入りする廃棄施設の出入口の付近等放射性同位元素による汚染の検査を行うのに最も適した場所への設置			有	・	無		
	内 装 状 況	条件	突起物	くぼみ	目地のすきま	表面の平滑性	耐浸性	耐腐食性
		天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		そ の 他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	洗 浄 設 備	有	・	無				
	汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器	有	・	無				
	汚 染 の 除 去 に 必 要 な 機 材	有	・	無				
	洗 浄 設 備 の 排 水 設 備 へ の 連 結	有	・	無				
	汚 染 検 査 室 で あ る 旨 の 表 示	有	・	無				
更 衣 設 備	有	・	無					

5-4 保管廃棄設備

保 管 廃 棄	有	・	無
保 管 廃 棄 設 備	有	・	無
外 部 と 区 画 さ れ た 構 造	有	・	無

保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分の鍵その他閉鎖のための設備又は器具	有	・	無
耐火構造の容器	有	・	無
容器表面の保管廃棄容器である旨の標識	有	・	無
保管廃棄設備である旨を示す標識	有	・	無

6 放射線治療病室の概要

画壁外側の実効線量率が1 mSv/週以下となる措置		有	・	無			
防護の概要	しゃへい物		構造、材料、厚さ				
	場所						
	天井						
	床						
	周囲の画壁等	東					
西							
南							
北							
内装の状況	条件	突起物	くぼみ	目地のすきま	表面の平滑性	耐浸性	耐腐食性
	場所						
	天井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
汚染検査に必要な測定器 ※		有	・	無			
出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄設備 ※		有	・	無			
更衣設備 ※		有	・	無			
放射線治療病室である旨を示す標識		有	・	無			

※ この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室には適用しない。

7 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示	患者宛て	有	・	無	
	従事者宛て	有	・	無	
安全管理体制の確立を目的とした委員会の設置	設置	有	・	無	
	名称				
管理区域	管理区域を設ける場所		添付図面のとおりに 1/50又は1/100		
	境界における実効線量が1.3mSv/週以下となる措置		有	・	無
	3月間の平均濃度が空气中濃度限度の1/10以下となる措置		有	・	無
	放射性同位元素によって汚染される表面汚染密度		有	・	無

度の1/10以下となる措置		
立 ち 入 り 制 限 措 置	有	・ 無
標 識	有	・ 無
敷地内居住区域の境界における実効線量が $250\mu\text{Sv}$ / 3月以下となる措置	有	・ 無
敷地の境界における実効線量が $250\mu\text{Sv}$ / 3月以下となる措置	有	・ 無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が 1.3mSv / 3月以下となる被ばく防止措置	有	・ 無
監 視 装 置 （ エ リ ア モ ニ タ ー ）	有	・ 無
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 種類・名称 ・フィルムバッジ ・TLD ・ポケット線量計 ・ ・ </div> ・無
放射線診療従事者等の被ばく防止用装置	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 種類・名称 ・防護スクリーン ・防護つい立 ・ ・ ・ </div> ・無

8 使用施設の位置

地 崩 れ の お そ れ	有	・ 無
浸 水 の お そ れ	有	・ 無

9 診療用放射性同位元素又はそれによって汚染された物の引渡先

委託先名称：

10 当該同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	放射線診療に関する経歴
年 月 日生	

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

11 予定使用開始時期

年 月 日

参考

医療法施行規則第28条に基づく診療用放射性同位元素の届出

添付書類

- 1 病院、診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部の平面図及び断面図 1/50又は1/100
- 3 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設、焼却施設、保管廃棄設備、放射線治療病室の詳細図面
1/50又は1/100
- 4 貯留槽及び希釈槽の詳細図面 1/50又は1/100
- 5 排水及び排気の経路図
- 6 漏洩、濃度等の計算書及び計算位置を示した図面
- 7 管理区域及び標識の位置を示した図面
- 8 予防措置を講じていることを証明する書類
- 9 その他参考となる資料

第23号様式の次に次の1様式を加える。

第23号様式の2（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地
管理者氏名 ㊟

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届

1 本年の使用を予定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の概要

放射性同位元素の種類						
放射性同位元素の形状						
年間使用予定数量(MBq)						
3ヶ月使用予定数量(MBq)						
1日最大使用予定数量(MBq)						
最大貯蔵予定数量(MBq)						

2 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の概要

主要構造部等の耐火構造又は不燃材料の使用		有	・	無	
陽 電 子 準 備 室	設 置	有	・	無	
	サイクロトロンを設置し精製及び合成作業を行う室	有	・	無	
	洗 浄 設 備	設 置	有	・	無
		排 水 設 備 へ の 連 結	有	・	無
陽 電 子 診 療	陽電子CT複 合装置	設 置	有	・	無
		用 途	・吸収補正 ・陽電子断層画像との重ね合わせ		
			・単独撮影	適切な防護体制（有 ・ 無）	
		エックス線診療室の構造基準	適	・	不適
使 用 室 外 で の 操 作	有	・	無		
陽 電 子 診 療	診療用放射線 照射装置の使 用	使 用	有	・	無
		用 途	・吸収補正		
		診療用放射線照射装置使用室 の施設基準	適	・	不適
陽 電 子 診 療	診療用放射線 照射器具の使 用	使 用	有	・	無
		用 途	適	・	不適
		診療用放射線照射器具使用室 の施設基準	適	・	不適
療	陽電子SPE CT複合装置	設 置	有	・	無
		適 切 な 防 護 措 置	有	・	無

室	陽電子MRI 複合装置	設 置	有 ・ 無				
		使用室外での操作	有 ・ 無				
		関係学会等団体の作成したガイドラインに適合した安全管理及び放射線防護	適 ・ 不適				
陽電 子 待 機 室	設 置	有 ・ 無					
	1日の予定件数（設置しない場合）	件/日					
そ の 他	名 称	使用用途					
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無					
常時出入りする出入口の数		か所					
使用室である旨の標識		有 ・ 無					
使用室外での操作		有 ・ 無					
防 護 の 概 要	しゃへい物		構造、材料、厚さ				
	天 井						
	床						
	周 囲 の 画 壁 等	東					
		西					
南							
北							
内 装 の 状 況	条件	突起物	くぼみ	目地のす きま	表面の 平滑性	耐浸性	耐腐 食性
	天 井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	そ の 他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
フ ー ド ・ グ ロ ー ブ ボ ッ ク ス 等		有 ・ 無					
フード・グローブボックス等の排気設備への連結		有 ・ 無					
汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器		有 ・ 無					
出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄設備		有 ・ 無					
洗 浄 設 備 の 排 水 設 備 へ の 連 結		有 ・ 無					
更 衣 設 備		有 ・ 無					

3 貯蔵施設の概要

種	類	貯蔵室	・	貯蔵箱等	
外 部 と 区 画 さ れ た 構 造		有	・	無	
貯蔵室の概要	場所	しゃへい物 構造、材料、厚さ			
	天井				
	床				
	周囲の画壁等	東			
		西			
		南			
		北			
	防火扉	有	・	無	
人が常時出入りする出入口の数	か所				
閉鎖設備	有	・	無		
貯蔵箱等の概要	場所	しゃへい物 構造、材料、厚さ			
	上				
	下				
	周囲の画壁等	前			
		後			
		左			
		右			
耐火構造	有	・	無		
閉鎖設備	有	・	無		
受皿、吸収材その他汚染のひろがり防止のための設備又は器具		有	・	無	
貯蔵容器	容器の有無	有	・	無	
	100 μ Sv / 時以下となる構造	有	・	無	
	気密な構造	有	・	無	
	こぼれにくい構造かつ耐浸構造	有	・	無	
	貯蔵容器である旨を示す標識	有	・	無	
	貯蔵する同位元素の種類及びBq単位で表した数量の表示	有	・	無	

4 運搬容器の概要

運搬容器	容器の有無	有	・	無
	100 μ Sv / 時以下となる構造	有	・	無
	気密な構造	有	・	無
	こぼれにくい構造かつ耐浸構造	有	・	無
	運搬容器である旨を示す標識	有	・	無
	運搬する同位元素の種類及びBq単位で表した数量の表示	有	・	無

5 廃棄施設の概要

5-1 排水設備

画壁外側の実効線量率が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無			
排水設備	排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を省令第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力又は排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより境界における排水中の放射性同位元素の濃度を同項に定める濃度限度以下とする能力	有 ・ 無			
	構造	耐漏洩性	耐浸性	耐腐食性	
		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	排水管に排水設備である旨を示す標識		有 ・ 無		
	排水処理槽	排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造	有 ・ 無		
		排液の流出を調整する装置	有 ・ 無		
上部の開口部に蓋のできる構造又はさくその他の周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための設備		有 ・ 無			
排水設備である旨を示す標識		有 ・ 無			

5-2 排気設備

排気設備の有無	有 ・ 無
気体状の放射性同位元素の発生又は放射性同位元素による空気の汚染のおそれ	有 ・ 無
排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を省令第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力又は排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、病院又は診療所の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を同項に定める濃度限度以下とする能力	有 ・ 無
人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を省令第30条の26第2項に定める濃度限度以下とする能力	有 ・ 無
気体の漏れにくい構造	有 ・ 無
耐腐食性	有 ・ 無
故障時に汚染された物の広がりを急速に防止することができる装置	有 ・ 無
排気浄化装置に排気設備である旨を示す標識	有 ・ 無
排気口に排気設備である旨を示す標識	有 ・ 無

排気管に排気設備である旨を示す標識	有	・	無
-------------------	---	---	---

5-3 焼却設備

焼	却	設	備	有	・	無			
焼	気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造			有	・	無			
却	排気設備への連結			有	・	無			
炉	焼却残さの搬出口の廃棄作業室への連結			有	・	無			
廃 棄 作 業 室	内 装 状 況	場所	条件	突起物	くぼみ	目地のすきま	表面の平滑性	耐浸性	耐腐食性
			天井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
フード・グローブボックス等				有	・	無			
フード・グローブボックス等の排気設備への連結				有	・	無			
廃棄作業室である旨を示す標識				有	・	無			
汚 染 検 査 室	内 装 状 況	場所	人が通常出入りする廃棄施設の出入口の付近等放射性同位元素による汚染の検査を行うのに最も適した場所への設置				有	・	無
			条件	突起物	くぼみ	目地のすきま	表面の平滑性	耐浸性	耐腐食性
			天井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
洗 浄 設 備				有	・	無			
汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器				有	・	無			
汚 染 の 除 去 に 必 要 な 機 材				有	・	無			
洗 浄 設 備 の 排 水 設 備 へ の 連 結				有	・	無			
汚 染 検 査 室 で あ る 旨 の 表 示				有	・	無			
更 衣 設 備				有	・	無			

5-4 保管廃棄設備

1日最大使用予定数量が1TBq（ふっ素については5TBq）を超える陽電子断層撮影診療用放射性同位元素及び当該陽電子断層撮影診療用放射性同位元素で汚染された物を保管廃棄	保 管 廃 棄	有	・	無
	保 管 廃 棄 設 備	有	・	無
	外 部 と 区 画 さ れ た 構 造	有	・	無
	保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分の鍵その他閉鎖のための設備又は器具	有	・	無
	耐 火 構 造 の 容 器	有	・	無
	容器表面の保管廃棄容器である旨の標識	有	・	無

する場合	保管廃棄設備である旨を示す標識	有 ・ 無
1日最大使用予定数量が1TBq（ふっ素については5TBq）を超えない陽電子断層撮影診療用放射性同位元素及び当該陽電子断層撮影診療用放射性同位元素で汚染された物を保管廃棄する場合	保 管 廃 棄	有 ・ 無
	廃棄物が他の物と混入、付着を防ぐ措置及び表示	有 ・ 無
	廃 棄 施 設 内 での 保 管 期 間	封をした日から起算して 日

※ サイクロトロン装置を設置した医療機関については、当該廃棄方法に係る放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律上の申請書及び許可証の写しを添付すること。

6 放射線治療病室の概要

画壁外側の実効線量率が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無						
防 護 の 概 要	場所	しゃへい物 構造、材料、厚さ						
	天井							
	床							
	周囲の画壁等	東						
		西						
南								
北								
内 装 の 状 況	条件	突起物	くぼみ	目地のすきま	表面の平滑性	耐浸性	耐腐食性	
	場所							
	天井	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	床	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	壁	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
その他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器 ※		有 ・ 無						
出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄設備※		有 ・ 無						
更 衣 設 備 ※		有 ・ 無						
放射線治療病室である旨を示す標識		有 ・ 無						

※ この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室には適用しない。

7 放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注	患 者 宛 て	有 ・ 無
---------------	---------	-------

注意事項の揭示		従 事 者 宛 て	有 ・ 無												
安全管理体制の確立を目的とした委員会の設置	設 置		有 ・ 無												
	名 称														
医師又は歯科医師と薬剤師の連携体制			有 ・ 無												
管 理 区 域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所		添付図面のとおり 1/50又は1/100												
	境界における実効線量が1.3mSv/週以下となる措置		有 ・ 無												
	3月間の平均濃度が空气中濃度限度の1/10以下となる措置		有 ・ 無												
	放射性同位元素によって汚染される表面汚染密度の1/10以下となる措置		有 ・ 無												
	立 ち 入 り 制 限 措 置		有 ・ 無												
	標 識		有 ・ 無												
敷地内居住区域の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置			有 ・ 無												
敷地の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置			有 ・ 無												
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる被ばく防止措置			有 ・ 無												
監 視 装 置 （ エ リ ア モ ニ タ ー ）			有 ・ 無												
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器		有	<table border="1"> <tr> <td>種類・名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フィルムバッジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・TLD</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ポケット線量計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </table>	種類・名称		・フィルムバッジ		・TLD		・ポケット線量計		・		・	
種類・名称															
・フィルムバッジ															
・TLD															
・ポケット線量計															
・															
・															
放射線診療従事者等の被ばく防止用装置		有	<table border="1"> <tr> <td>種類・名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防護スクリーン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防護つい立</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </table>	種類・名称		・防護スクリーン		・防護つい立		・		・		・	
種類・名称															
・防護スクリーン															
・防護つい立															
・															
・															
・															

8 使用施設の位置

地 崩 れ の お そ れ	有 ・ 無
浸 水 の お そ れ	有 ・ 無

9 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又はそれによって汚染された物の引渡先

委託先名称：

10 当該同位元素を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

10-1 診療放射線技師の経歴

氏 名	所定の研修の修了並びに専門の知識及び経験	安全管理に専ら従事した経験
年 月 日生	有 ・ 無	有 ・ 無

10-2 医師又は歯科医師の経歴

氏 名	常 勤	安全管理責任者	3年以上の核医学診断の経験	所定の研修の修了
年 月 日生	適・不適	該当・非該当	有 ・ 無	有 ・ 無

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

11 予定使用開始時期

年 月 日

参考

医療法施行規則第28条に基づく陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の届出

添付書類

- 1 病院、診療所の全体図面
- 2 管理区域を明示した隣接部の平面図及び断面図 1/50又は1/100
- 3 陽電子断層撮影用診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設、焼却設備、保管廃棄設備、放射線治療病室の詳細図面 1/50又は1/100
- 4 貯留槽及び希釈槽の詳細図面 1/50又は1/100
- 5 排水及び排気の経路図
- 6 漏洩、濃度等の計算書及び計算位置を示した図面
- 7 管理区域及び標識の位置を示した図面
- 8 予防措置を講じていることを証明する書類
- 9 10-1及び10-2の各項を証明する書類
- 10 その他参考となる資料

第24号様式及び第25号様式を次のように改める。

第24号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名

㊟

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届

翌年使用を予定する放射性同位元素						
放射性同位元素の種類						
放射性同位元素の形状						
年間使用予定数量(MBq)						

参考

医療法施行規則第28条第2項に基づく翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素の届出

備考 1 インビトロ、インビボ用の用途別に記入のこと。

2 毎年12月20日までに届け出ること。

第25号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名

㊟

エックス線装置届出事項に関する変更届

1 変更年月日

年 月 日

2 変更事項（該当する事項に○を付すこと。）

- ・エックス線装置の製作者名、型式及び台数
- ・エックス線高電圧発生装置の定格出力
- ・エックス線装置及びエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- ・エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

3 変更前

4 変更後

備考 第19号様式に準じて変更事項を記載した書類を添付すること。

第25号様式の次に次の1様式を加える。

第25号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名

㊞

診療用高エネルギー放射線発生装置	} 変更届
診療用粒子線照射装置	
診療用放射線照射装置	
診療用放射線照射器具	
放射性同位元素装備診療機器	
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	

1 変更予定年月日

年 月 日

2 変更事項（変更事項に○を付すこと。）

(1) 放射線診療に従事する職員に関すること。

変 更 前		変 更 後		
職 種	名 前	職 種	名 前	資格取得年月日 免許証番号
				年 月 日 第 号
				年 月 日 第 号

(2) 装置又は同位元素に関すること。

(3) 診療室、使用室その他の放射線関連施設に関すること。

備考 1 2(2)又は(3)の変更については、第19号様式に準じて変更事項を記載した書類を添付すること。

2 事前に届け出ること。

第26号様式及び第27号様式を次のように改める。

第26号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名

㊞

診療用エックス線装置	}	廃止届
診療用高エネルギー放射線発生装置		
診療用粒子線照射装置		
診療用放射線照射装置		
診療用放射線照射器具		
放射性同位元素装備診療機器		
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素		

1 廃止年月日

年 月 日

2 廃止した診療用放射線の概要

(診療用エックス線装置)

製作者名及び型式

(診療用高エネルギー放射線発生装置)

製作者名及び型式

(診療用粒子線照射装置)

製作者名及び型式

(診療用放射線照射装置)

製作者名、型式及び廃止時における放射線数量 (Bq)

(診療用放射線照射器具)

型式、核種、形状並びに1個当たりの放射線数量 (Bq) 及び個数

(放射性同位元素装備診療機器)

製作者名、型式並びに装備していた放射性同位元素の種類及び放射線数量 (Bq)

(診療用放射性同位元素)

群別、核種、形状及び廃止時における放射線数量 (Bq)

3 廃止した理由

備考 2については、該当する診療用放射線につき記入すること。

第27号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

病院（診療所）の名称及び所在地

管理者氏名

㊟

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届

- 1 届出事項 診療用放射性同位元素 ・ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
- 2 放射性同位元素による汚染の検査及び除去の概要
- 3 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要

廃棄物量（Bq）	
廃棄又は譲渡を行った年月日	
廃棄方法	
廃棄又は譲渡先(名称、所在地)	

- 備考 1 2については、汚染検査及び汚染除去後の測定結果の写し並びに測定場所を記入した図面を添付すること。
- 2 受領書の写し又はマニフェストの写しを添付すること。

第28号様式中「氏 名」を「氏 名 ⑩」を「氏 名 ⑩」に、「医療法第44条第1項の電話番号」を「電話番号」に改める。

規定により、「医療法人設立の認可を受けた関係書類」を「標記について、医療法第44条第1項及び医療法施行規則第31条の規定に基づき、別添関係書類」に改め、同様式の添付書類の3を次のように改める。

3 設立決議録（財団である医療法人を設立する場合にあっては添付する必要はないこと。）

第28号様式の添付書類の4中「設立決議録」を「設立趣意書」に改め、同様式の添付書類の6を削り、同様式の添付書類中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 役員及び社員（評議員）の名簿

第28号様式の添付書類の7中「医療法人の開設しようとする病院（診療所、老人保健施設）の名称、所在地、」を「当該医療法人の開設しようとする病院、医療法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設」に改め、同様式の添付書類の8中「第42条第5号又は第6号」を「第42条第4号又は第5号」に改め、同様式の添付書類の13中「書面」の次に「及び管理者の医師免許証の写し」を加え、同様式の添付書類に次のように加える。

14 設立者及び役員の印鑑証明書

第28号様式の2中「医療法人理事数特例許可申請書」を「医療法人理事数特例認可申請書」に、「の規定により」を「及び医療法施行規則第31条の3の規定に基づき」に改める。

第28号様式の3中「医療法人理事長選任特例認可申請書」を「医療法人理事長選出特例認可申請書」に、「医師（歯科医師）以外の理事のうちから理事長を選任する認可を受けたいので、医療法第46条の3第1項ただし書の規定により、関係書類を添えて下記のとおり」を「下記により医師（歯科医師）でない者を理事長にしたいので、医療法第46条の3第1項ただし書及び医療法施行規則第31条の4の規定に基づき」に、「選任する理由」を「選出する理由」に、「(2) 認可された場合に理事長に就任する旨の承諾書」を「(2) 認可された場合に理事長に就任する旨の承諾書」に改める。

(3) 理事長就任予定者の印鑑証明書

第28号様式の4中「病院（診療所、老人保健施設）の管理者の一部を理事に加えない認可を受けたいので、医療法第47条第1項ただし書の規定により下記のとおり」を「下記により（ ）病院（診療所、老人保健施設）の管理者（ ）を理事に加えないこととしたいので、医療法第47条第1項ただし書及び医療法施行規則第31条の5の規定に基づき」に改め、同様式の次に次の1号を加える。

第28号様式の5（第3条関係）

年 月 日

島根県知事

様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

理事長氏名

㊞

社会医療法人認定申請書

標記について、医療法施行令第5条の5及び医療法施行規則第30条の36の規定に基づき別添関係書類を添えて申請します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	

- (注) 1 救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2 救急医療等確保事業の別欄には、当該施設で行っている次に掲げる医療に係るもののうち、同法第42条の2第1項第5号の要件に該当するもの（複数ある場合は、その全て）を記載すること。
- (1) 救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、精神科救急医療と記載すること。）
 - (2) 災害時における医療
 - (3) へき地の医療
 - (4) 周産期医療
 - (5) 小児医療（小児救急医療を含む。）
 - (6) その他知事が特に必要と認める医療

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 申請時の直近に終了した会計年度について医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類
- 3 医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

第29号様式から第31号様式までを次のように改める。

第29号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事

様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

理事長氏名

㊟

定款（寄附行為）変更認可申請書

本法人の定款（寄附行為）の一部を変更したいので、医療法第50条第1項及び医療法施行規則第32条の規定に基づき申請します。

添付書類

- 1 定款（寄附行為）変更の内容（新旧対照表）及びその事由を記載した書類
 - 2 定款（寄附行為）に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- A 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、医療法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、上記1及び2並びに次の書類を添付すること。
- 3 当該医療法人の開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科名、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
 - 4 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証等の写し
- B 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が医療法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、上記1及び2並びに次の書類を添付すること。
- 5 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- C 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、上記1及び2並びに次の書類を添付すること。
- 6 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
- AからCまでのいずれかに該当する場合、次の書類を添付すること。
- 7 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - 8 新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合、その契約書又は申込書の写しとそれが不動産であるときは登記事項証明書及びその評価額を証明する書類
 - 9 土地、建物等を賃借する場合、その契約書の写しと登記事項証明書
- (注) 1 事業計画は新たな事業の発足に要する土地、建物、機械器具、備品及び医薬品等の調達方法、当面の運転資金について、新たに開設する施設を含む法人全体の資産との関連についての計画又は経営の見通しをできる限り詳細に記載すること。
- 2 変更予算書は、現行、変更後及び増減に分けること。

第30号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事

様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

理事長氏名

㊟

定 款 （ 寄 附 行 為 ） 変 更 届

下記のとおり定款（寄附行為）の一部を変更しましたので、医療法第50条第3項の規定により届け出ます。

記

新 条 文	旧 条 文

添付書類 定款又は寄附行為

第31号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

理事長氏名 ㊟

医 療 法 人 決 算 届

年 月 日から 年 月 日までの決算を終了しましたので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
 - 2 財産目録
 - 3 貸借対照表
 - 4 損益計算書
 - 5 監事の監査報告書
- A 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。
- 6 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- B 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付すること（ただし、10及び11は社会医療法人に限る。）。
- 7 純資産変動計算書
 - 8 キャッシュ・フロー計算書
 - 9 附属明細表
 - 10 公認会計士又は監査法人の監査報告書
 - 11 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類

第32号様式中「医療法人 を解散したいので、関係書類を添えて申請します。」を「標記について、医療法第55条第1項第2号（第3号）により解散したいので、医療法施行規則第34条の規定に基づき申請します。」に改める。

第33号様式及び第34号様式を次のように改める。

第33号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

清算人氏名 ㊟

医 療 法 人 解 散 届

医療法第55条第1項第1号（第1項第5号、第3項第1号）により 年 月 日をもって解散したので届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 登記事項証明書
- 5 清算人の履歴書
- 6 清算人の就任承諾書
- 7 清算人の印鑑証明書

第34号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地

医療法人の名称

清算人氏名 ㊟

医療法人残余財産処分認可申請書

医療法人の解散による残余財産について、別紙処分案により処分したいので、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の医療法第56条第2項（第3項）の規定に基づき申請します。

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 残余財産の帰属者の同意書
- 5 社団の医療法人にあつては総社員の同意書

「主たる事務所の所在地
医療法人の名称
代表者（理事長）氏名 ㊤」
第35号様式中 医療法人の名称 を に、「医療法第57
代表者（理事長）氏名 ㊤」 主たる事務所の所在地
医療法人の名称
代表者（理事長）氏名 ㊤」

条第4項の規定により、医療法人合併の認可を受けたく、関係書類を添えて」を「医療法人の合併をしたいので、医療法第57条及び医療法施行規則第35条の規定に基づき申請します。」に改め、同様式の添付書類の8を削り、同様式の添付書類の9中「合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の」を削り、同様式の添付書類中9を8とし、10を9とし、同様式の添付書類の11中「書面」の次に「及び管理者の医師免許証等の写し」を加え、同様式の添付書類中11を10とし、同様式の添付書類に次のように加える。

11 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の役員に新たに就任する者の印鑑証明書

第36号様式中「下記のとおり本法人の特別代理人を選任されたく、医療法第46条の4第6項の規定により」を「下記の

「氏名

者を、本法人の特別代理人に選任していただきたく、医療法第46条の4第6項の規定に基づき」に、 生年月日

理事長との続柄

「氏名 性別
生年月日 職業
を 理事長との続柄 に改め、同様式の添付書類に次のように加える。
」 特別代理人に選任する理由 」

3 特別代理人の印鑑証明書

第38号様式を次のように改める。

第38号様式（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地
(解散した) 医療法人の名称
理事長(清算人) 氏名 ㊟

登 記 完 了 届

医療法人 〃 の設立(解散、合併、清算終了)について、 〃 年 〃 月 〃 日登記を完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

添付書類 登記事項証明書

第39号様式中「、届け出ます。」を「、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。」に改める。

第39号様式の2中「医療法施行規則第37条の2」を「医療法施行令第5条の13」に改め、同様式の添付書類の3中「役員就任承諾書」を「新たに就任した役員の就任承諾書」に改め、同様式の添付書類に次のように加える。

4 新たに就任した役員の印鑑証明書

5 新たに就任した役員が開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、当該営利法人との取引内容が確認できる書類（契約書等）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。